

令和6年12月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和6年12月23日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（17名）

1 番	玉 造 一 雄	3 番	山 中 悦 朗
5 番	宮 本 清 美	6 番	坂 本 正 行
7 番	鈴 木 茂	8 番	池 田 勇
9 番	境 政 一	10 番	大 塚 徹
11 番	石 津 昭 彦	12 番	原 範 子
13 番	池 田 治 和	14 番	田 内 一 郎
15 番	溝 口 竜 生	16 番	間 山 房 枝
17 番	立 花 紀 貴	18 番	高 橋 克 美
20 番	吉 川 弘		

欠席委員（1名）

2 番 安 藤 和 利

事務局職員（3名）

事務局長 岡 野 康 宏 局長補佐 菅 野 裕 之
主 事 山 本 宗 宏

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見書について
- 議案第4号 神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 議案第5号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告第5号 茨城県農業会議諮問に関する答申について

会 議 の 概 要

<開会：午後３時２８分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は１７名であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和６年１２月の神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。本日の欠席委員でございますが、２番安藤和利委員より欠席する旨の届出がございました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第１「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に、１５番溝口竜生委員、１６番間山房枝委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、日程第２、議案第１号ないし議案第５号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第１号、農地法第３条の規定による許可について（１）所有権の移転について、番号１を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第１号、農地法第３条の規定による許可（１）所有権の移転、番号１について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、番号１の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター１台、コンバイン１台、田植機１台で、農作業に従事する日数は年間２５０日、耕作計画は米、ネギ、さつまいも、さといもです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。１７番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。この案件は、農業をしていなかった譲渡人から農地を整理したいという相談がありましたので、隣接地の土地所有者である譲受人に話をしたところ、経営拡張のため農地を購入してもよいとのことになったものです。水稻を耕作するということで、担当委員としては特段問題ないかと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権の移転について、番号2を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(1)所有権の移転、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、事業承継のため申請地を贈与により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台、中型トラック1台で、農作業に従事する日数は年間200日、耕作計画はピーマンです。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。8番池田勇委員。

8番 はい、8番池田です。先日、申請代理人と現地を確認してまいりました。内容については事務局の説明のとおりです。母親から息子へ農業経営の承継に伴う贈与ということです。何ら問題ないと思いますが、更なる審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有
権の移転について、番号3を議題といたします。事務局に説明を求めます。
事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第1号、農地法第3条の規定による許
可(1)所有権の移転、番号3について事務局よりご説明いたします。許
可を受けようとする番号3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書
記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を売買によ
り取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、養液土耕栽培システ
ム(液肥混入機)1台、管理機(トラクター兼耕運機)1台、自動換気シ
ステム1台で、農作業に従事する日数は年間280日、耕作計画はピーマ
ンです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。8番池田勇委員。

8番 はい、8番池田です。先日、譲受人と一緒に現地を確認してまいりました。
申請地は、地目は田ですが竹藪等でかなり荒地状態でありましたが、譲受
人は、この耕作放棄地を解消してピーマンを耕作するということです。何
ら問題ないと思いますが、更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有

権の移転について、番号４を議題といたします。事務局に説明を求めます。
事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第１号、農地法第３条の規定による許可（１）所有権の移転、番号４について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号４の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター４台、田植機２台、コンバイン２台、乾燥機５台で、農作業に従事する日数は年間１５０日、耕作計画は米です。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。１０番大塚徹委員。

１０番 はい、１０番大塚です。譲受人から連絡がありまして現地確認をしました。譲受人は、地元で大きく農業を営んでいる方で、申請地は、耕作放棄地になっており、農地として利用されてなかったものですから、再利用となることで担当委員としては特に問題ないかと思いますが、更なる審議をよろしく願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第２号－１、農地法第５条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第２号－１、農地法第５条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第２号－１の借受人、貸付人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は農業用倉庫ということで、使用貸借による権利の設定に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。13番池田治和委員。

13番 はい、13番池田です。先日、現地を確認しました。本案件は、親の土地に息子が農業用倉庫を建てるというものです。家族でピーマンを栽培しており、使用している倉庫の老朽化のため、新築するための許可申請です。問題ないかと思いますが、更なる審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。先日、現地確認をいたしました。自己住宅の建築ということで、内容については事務局の説明のとおりです。申請地周辺は住宅街化しておりまして、担当委員としては許可相当と思います。更なる審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第３号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見書についてを議題といたします。玉造会長代理に説明を求めます。玉造会長代理。

会長代理 はい、玉造です。議案第３号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見書について、ご説明いたします。令和６年１２月１０日付けで、神栖市長より農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第１項及び、同条第２項の規定に基づき、農業委員会の意見を求められております。農用地利用計画の変更内容につきましては、令和６年度第１回農業振興地域整備促進協議会で審議された協議案件１件でございます。案件１をご覧ください。事業者、所有者及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、自己用住宅です。私からは以上です。

議長 玉造会長代理の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第４号、神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第４号、神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、議案書に記載されている２３筆について意見が求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号、現況確認証明願についてを議題といたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第5号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査日は12月23日月曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、立花委員、池田治和委員、事務局2名と私の7名で行いました。非農地証明願番号1、筒井地内の農地の状況は、雑木等の繁茂により荒地状態となっており非農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1ないし番号7の調査にあたっては、現地調査日は12月9日月曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部会長、田内委員、大塚委員、事務局2名と私の7名で行いました。また、番号8の調査にあたっては、先程の議案第5号と同様に行いました。最初に、番号1矢田部地内の農地の状況は、竹林となっており非農地と判定いたしました。次に、番号2矢田部地内の農地の状況は、雑草が繁茂した沼地で荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、

番号3 矢田部地内の農地の状況は、雑草が繁茂した沼地で荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号4 矢田部地内の農地の状況は、雑草が繁茂した沼地で荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号5 矢田部地内の農地の状況は、竹と雑草が繁茂した荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号6 矢田部地内の農地の状況は、竹と雑草が繁茂した荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号7 息栖地内の農地の状況は、雑木等が繁茂した荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号8 日川地内の農地の状況は、碎石が敷かれた事務所の駐車場として使用されている状態であり非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知書について、報告第5号、茨城県農業会議諮問に関する答申についてを、一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年11月29日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年12月4日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年12月5日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号4についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年12月5日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号5についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年12月9日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号6についてご報告いたします。当該届出の届出

者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年12月9日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号7についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年12月10日に届出があり受理しております。続きまして報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、令和6年12月9日に届出があり受理しております。次に報告第3号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、令和6年12月10日に届出があり受理しております。続きまして報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知書について事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、農地法第18条第6項の規定に基づき、神栖市農業委員会へ通知があったものでございます。通知人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。なお、受理件数は5件で、報告第4号番号1及び番号2は令和6年11月25日に、報告第4号番号3及び番号4は令和6年12月6日に、報告第4号番号5は令和6年12月10日に、それぞれ受理しておりますのでご報告いたします。続きまして報告第5号、茨城県農業会議諮問に関する答申についてご報告いたします。当該案件につきましては、令和6年11月22日の神栖市農業委員会定例総会において、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当の決定を受けた案件でございます。また、対象地の面積が3千㎡以上であることから、茨城県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件でありましたが、令和6年12月16日に開催されました茨城県農業会議常設審議委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので皆様にご報告するものです。なお、当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は議案書記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和6年12月の定例総会を閉会いたします。

＜閉会：午後4時00分＞